

別紙（中部電力パワーグリッド株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2. 適用条件

この別紙は、当社の都市ガスと電気を同時に申し込み、なおかつ当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

3. 料金計算方法

電気料金＝①基本料金（次項3（1）の場合は最低料金）＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①最低料金＝1 契約につき最低料金（次項3（1）の場合）

基本料金＝基本料金単価×契約容量（次項3（1）以外の契約の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）以外の場合）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

4. 契約種別、料金単価等

（1）従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大電流が5 アンペア以下であること。

(b)定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電流

契約電流は、5 アンペアといたします。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	1 契約につき最初の 8kWh まで	258 円 24 銭
電力量料金	上記を超える 1kWh につき	21 円 04 銭

ホ 割引率

割引率は 1 2 %とします

（2）従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	286 円 00 銭
	15A		429 円 00 銭
	20A		572 円 00 銭
	30A		858 円 00 銭
	40A		1,144 円 00 銭
	50A		1,430 円 00 銭
	60A		1,716 円 00 銭
電力量料金	～120kW	1kWh	21 円 04 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh～	1kWh	28 円 46 銭

ホ 最低月額料金

最低料金	1 契約につき	258 円 24 銭
------	---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 1 2 % とします

(3) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器

等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	21 円 04 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh	1kWh	28 円 46 銭

ホ 割引率

割引率は 12 % とします

（4）ポイントプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペアであること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペアとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 10 アンペア	1 契約	286 円 00 銭
	契約電流 15 アンペア	1 契約	429 円 00 銭

電力量料金	契約電流 20 アンペア	1 契約	572 円 00 銭
	契約電流 30 アンペア	1 契約	858 円 00 銭
	～120kWh	1kWh	21 円 04 銭
電力量料金	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh	1kWh	28 円 46 銭

ホ 最低料金

最低料金	1 契約につき	258 円 24 銭
------	---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 12 % とします

ト その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

(5) おとくプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電流が 40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアまたは契約容量が 6 キロボルトアンペアであること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 40 アンペア	1 契約	1,144 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1 契約	1,430 円 00 銭
	契約電流 60 アンペアおよび契約容量 6 キロボルトアンペア	1 契約	1,716 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	21 円 04 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh	1kWh	28 円 46 銭

ホ 割引率

割引率は 12 % とします

ヘ その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

(6) とくとかプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が7キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	286円00銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	21円54銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25円51銭
	301kWh	1kWh	27円03銭

ホ 割引率

割引率は12%とします

ヘ その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

(7) スマートライフプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が1キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般

送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

(a) 時間帯区分は次のとおりとします。なお、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

① 昼間時間

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

② 軽負荷時間

休日等以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに休日等の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

③ 夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

(b) お客様が希望される場合は(a)②にかかわらず、軽負荷時間を次のいずれかとすることができます。

① 休日等以外の毎日 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに休日等の午前 9 時から午後 11 時までの時間

② 休日等以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに休日等の午前 7 時から午後 9 時までの時間

ニ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10kVA まで	1 契約	1,487 円 04 銭
	上記をこえる 1kVA につき	1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	1kWh	38 円 71 銭
	軽負荷時間	1kWh	28 円 52 銭
	夜間時間	1kWh	16 円 30 銭

ヘ 割引率

割引率は 12 %とします

ト その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。